

令和 5 年 12 月
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課

令和 4 年度消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価について

沖縄総合事務局では、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 消安第 7340 号農林水産事務次官依命通知）第 29 の 8（別紙 1）の規定に基づき、沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事後評価検討委員会を開催し（別紙 2）、沖縄県から提出のあった令和 4 年度事業に係る成果報告書について事後評価を実施しました。

担当者及び連絡先
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課 焼田、謝名堂
電 話：098-866-1672
FAX：098-860-1195

消費・安全対策交付金交付等要綱（抜粋）

制 定 令和 4 年 3 月 31 日 3 消安第 7340 号

第 1 趣旨

わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備、食育の推進等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

第 2 9 成果の取りまとめ及び事後評価

- 8 地方農政局長等は、第 4 項、第 5 項又は第 6 項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。
- 9 地方農政局長等は、前項の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の 11 月末までに消費・安全局長等に報告する。
- 10 地方農政局長等は、第 8 項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- 11 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- 12 事後評価を行った消費・安全局長、都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。

沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る
事後評価検討委員会の概要

1. 日 時

令和 5 年 11 月 9 日（木）10：00～11：40

2. 場 所

沖縄総合事務局 1 階 A・B 会議室

3. 構成員

	所属等	備 考
委員長	農林水産部総務調整官	
副委員長	〃 消費・安全課長	
副委員長	〃 食料産業課長	
委員	〃 消費・安全課 課長補佐(消費安全)	
委員	〃 〃 課長補佐(安全管理)	病虫害、家畜衛生等
委員	〃 〃 安全管理担当	農薬
委員	〃 食料産業課 課長補佐(食品産業)	食育

4. 事後評価の検討

(1) 評価のポイント

- ・ 成果目標の達成度
- ・ 事業実施計画の実施状況

(2) 評価結果

別添参照

令和4年度に実施した消費・安全対策交付金の事後評価結果

令和4年度当初予算

【一般交付型】

目 的	目 標	評価結果
農畜水産物の 安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	A
	海洋生物毒の監視の推進	A
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延防 止	家畜衛生の推進	A
	養殖衛生管理体制の整備	A
	病害虫の防除の推進	A
総 合 評 価		A

※評価基準:A(達成度80%以上)、B(達成度50%以上80%未満)、C(達成度50%未満)

目 的	目 標	評価結果
地域での食育 の推進	地域での食育の推進	A

※評価基準:A(達成度平均100%以上)、B(達成度平均80%以上100%未満)、C(達成度平均80%未満)

【特別交付型】

目 的	目 標	評価結果
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延防 止	家畜衛生の推進(豚熱の発生抑制)	適正
	重要病害虫の特別防除等(カンキツグリーニング病のまん延防止)	適正
総 合 評 価		適正

※評価基準:適正(目標を達成)、不適正(目標を未達成)

令和3年度当初予算

【一般交付型】

目 的	目 標	評価結果
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延防 止	重要病害虫の特別防除等	適正
総 合 評 価		適正

※評価基準:適正(目標を達成)、不適正(目標を未達成)

【総括】

各事業実施計画で策定した目標の総合達成度に対する総合評価はA又は適正であり、目標が達成された。

各事業実施計画は概ね計画どおり適切に実施された。